

練馬区告示第 **322** 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により特別区道路線の供用をつぎのように開始する。

なお、その関係図面は、令和8年6月22日から起算して15日間、本区土木部管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月22日

練馬区長 吉田 健一

路線名	区 間	起 点 終 点	変更前 後の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	増 面 積 (平方メートル)
43-140	練馬区	北 町 一 丁目 3 番 5 地先 から	変更前	3.64 から 3.95	16.42	———
		北 町 一 丁目 3 番 1 地先 まで	変更後	3.82 から 4.27	16.42	5.11

# 特別区道路線供用開始図

北町一丁目地内

縮尺 250分の1

